

規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）を次のように改める。

様式第1号(1) (第2条関係)

身体障害者診断書・意見書(視覚障害用)

総括表

氏名	年 月 日生	男・女
住所		
① 障害名(部位を明記)		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、自然災害、 疾病、先天性、その他()	
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日	場所
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日		
⑤ 総合所見		
[軽度化による将来再認定 要 ・ 不要] (再認定の時期 年 月 月後)		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日		
病院又は診療所の名称		
所在地		
診療担当科名	科	医師氏名 ㊦
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕		
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
・該当する (級相当) 内訳	視力	級
・該当しない	視野	級
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右 上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、 先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してくだ さい。		
2 障害区分や等級決定のため、埼玉県社会福祉審議会から改めて次ページ 以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

視覚障害の状況及び所見

1 視力

	裸眼視力	矯正視力						
右眼		×	D	(cyl	D	Ax	°
左眼		×	D	(cyl	D	Ax	°

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I/4)

①両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度 (≦80)
左										度 (≦80)

②両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい・いいえ)

--

(2) 中心視野の評価 (I/2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									①	度
左									②	度

(①と②のうち大きい方) (①と②のうち小さい方)

両眼中心視野角度 (I/2) (× 3 +) / 4 = 度

又は

自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 点

(2) 中心視野の評価 (10-2プログラム)

右 ③ 点 (≧26 dB)

左 ④ 点 (≧26 dB)

(③と④のうち大きい方) (③と④のうち小さい方)

両眼中心視野視認点数 (× 3 +) / 4 = 点

3 現症

	右	左
前眼部		
中間透光体		
眼底		

視野
コピー
貼付

(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが I / 4 の視標によるものか、I / 2 の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

様式第一号（二）の注意1、様式第一号（三）の注意1、様式第一号（四）の注意1、様式第一号（五）の注意1、様式第一号（六）の注意1、様式第一号（七）の注意1、様式第一号（八）の注意1及び様式第一号（九）の注意1中「両眼失明」や「両眼視力障害」及び「右上下肢まひ」や「右上下肢麻痺」及び「角膜混濁」や「緑内障」及び「僧帽弁狭窄等」や「僧帽弁膜狭窄等」に改める。

「注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼
様式第一号（十）中 症を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先
患名を記入してください。

失明、両耳ろう、右上下肢まひ、心臓機能障害等 「注意 1 障害名には現在
天性難聴、脳卒中、僧帽弁狭窄等原因となった疾 害等を記入し、原
」 した疾患名を記入し

起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障
因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となっ
てください。 」
に改める。

様式第一号（十一）の注意1、様式第一号（十二）の注意1及び様式第一号（十
三）の注意1中「両眼失明」や「両眼視力障害」及び「右上下肢まひ」や「右上下
肢麻痺」及び「角膜混濁」や「緑内障」及び「僧帽弁狭窄等」や「僧帽弁膜狭窄等」
に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則に定める様式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。